

千葉市立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する 簡易公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託契約（以下「業務委託」という。）の相手方となる建設コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）を簡易公募型プロポーザル方式により選定するときの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、簡易公募型プロポーザル方式とは、参加者を国内で公募し、その参加者の中から技術提案書の提出を求め、これを審査し、最適なコンサルタントを選定する方式をいう。

(手続開始の公表)

第3条 千葉市病院事業管理者は、選定方法を簡易公募型プロポーザル方式と決定したときは、次の各号に掲げる事項について、公表を行うことにより、参加表明書の提出を求めるものとする。

- (1) 業務に関する説明書（以下「応募説明書」という。）の入手方法、入手場所及び入手期間
- (2) 業務名、業務内容及び履行期間
- (3) 参加者に要求される資格要件
- (4) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 技術提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）
- (6) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) 技術提案書を特定するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (8) プレゼンテーションの実施に関する事項
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) その他手続開始の公表について必要な事項

2 前項の公表の内容は、千葉市立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する建設コンサルタント等選定委員会設置要綱第1条の規定により設置される選定委員会（以下「委員会」という。）の議により千葉市病院事業管理者が定める。

(応募説明書の交付)

第4条 千葉市病院事業管理者は、前条の規定により公表したときは、遅滞なく応募説明書の交付を開始しなければならない。

- 2 応募説明書には、前条第1項第2号から第9号までに規定するものその他応募説明書に必要な事項を記載するものとする。
- 3 応募説明書の記載内容は、委員会の議により千葉市病院事業管理者が定める。

4 応募説明書の交付期間は、参加表明書の提出期限の日までとする。

(参加表明書の提出)

第5条 参加表明書を提出しようとする者は、前条第1項の規定により応募説明書の交付を開始した日の翌日から起算して14日を経過する日までに、千葉市病院事業管理者に対し参加表明書を提出しなければならない。

2 前項の参加表明書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 企業の保有する技術職員
- (2) 企業の同種業務実績及び受賞実績
- (3) 主任技術者及び配置が予定される各主任担当技術者の同種業務実績
- (4) 主任技術者が手続開始の公表の日現在において担当している業務の状況
- (5) 主任担当技術者が手続開始の公表の日現在において担当している業務の状況
- (6) その他参加表明書について必要な事項

3 参加表明書の記載内容は、委員会の議により千葉市病院事業管理者が定める。

(参加するコンサルタントの資格)

第6条 本プロポーザルに参加できるコンサルタントは、単独企業、共同企業体、共同事業体(以下、「共同企業体等」という。)とし、それぞれ次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の参加申請書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成29年5月23日施行)に基づく指名停止措置等を技術提案書の提出日から契約の締結日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

- (2) 令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、未登録の場合は、参加表明書の提出時に、令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿への登録申請の完了を証する書類を提出すること。
- (3) 平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している一般病床250床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下「病院」という。）の新築（建て替えを含む。）の基本設計に係る業務の元請実績（共同企業体等での実績の場合は代表者に限る。）を有し、令和2・3年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に「建築：建築一般」として登載されていること。なお、共同企業体等の場合は、企業体の代表者が当該実績を有すること。
- (4) 平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している一般病床250床以上の病院の新築（建て替えを含む。）の基本計画策定に係る業務の元請実績（共同企業体等での実績の場合は代表者に限る。）を有すること。なお、共同企業体等の場合は、構成する企業のいずれかが当該実績を有していること。
- (5) 共同企業体等にあたっては、次の要件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が（1）及び（2）の要件を満たしていること。
 - イ 共同企業体等に関する協定書を締結していること。
 - ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

（選定基準）

第7条 技術提案書の提出を求める者の選定基準は、次の事項について、委員会の議により千葉市病院事業管理者が定める。

- (1) 企業の実力
- (2) 担当チームの能力

2 評価項目の配点は、委員会の議により定める。

（技術提案書の提出者の選定等）

第8条 千葉市病院事業管理者は、参加表明書を提出したコンサルタントのうちから、委員会の議により、技術提案書の提出を求めるコンサルタントを5者選定する。ただし、評価点と同じ提出者が存在する場合はこの限りではない。

2 参加表明書の提出が1者のみであった場合は、参加表明書の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、委員会の議によりその者を選定することができる。

3 技術提案書の提出を求めるコンサルタントを選定したときは、選定したコンサルタントに対し、その旨を通知するとともに技術提案書の提出を求めるものとする。

（非選定理由の開示）

第9条 千葉市病院事業管理者は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、委員会の報告に基づき、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、千葉市病院事業管理者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3 千葉市病院事業管理者は、前項の規定より説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

（技術提案書の提出）

第10条 第8条第3項の規定により技術提案書の提出を求められたコンサルタントは、当該技術提案書の提出を求めた日の翌日から起算して30日を経過する日以後の千葉市病院事業管理者が指定する日までに、千葉市病院事業管理者に対して、技術提案書を提出しなければならない。

2 前項の技術提案書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）第5条第2項第1号から第6号までに掲げる事項。ただし、同条第1項の規定により提出されたものをもって足りるときは、この限りでない。

（2）対象建築物の設計に関する技術上の提案

（3）その他技術提案書について必要な事項

3 技術提案書の記載内容は、委員会の議により千葉市病院事業管理者が定める技術提案書作成要領に適合したものでなくてはならない。

4 技術提案書の提出に係る報酬は、無償とする。

（評価基準等）

第11条 技術提案の特定に係る評価基準は、次の各号に掲げる事項について、委員会の議により千葉市病院事業管理者が定める。

（1）課題に対する提案

（2）担当チームの能力

（3）その他

2 評価項目の配点は、委員会の議により定める。

（失格事由）

第12条 技術提案書を提出した者又は提出された技術提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提出者を失格とするものとする。

（1）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（2）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（3）作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

（4）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（5）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

（6）参加表明書もしくは技術提案書に虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合

（7）追加として提出されたもの及び修正として提出されたもの

(8) 提案が他の提出者と複数項目にわたり酷似しているもの

(9) 提出者が委員会の委員に不当な働きかけを行った場合

(コンサルタントの特定)

第13条 千葉市病院事業管理者は、技術提案書の提出期限が到来したときは、委員会の議により、業務委託の相手方となるコンサルタントを特定する。

2 技術提案書の提出をしたコンサルタントが1者のみとなった場合は、技術提案書の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、委員会の議によりその者を選定することができる。

3 千葉市病院事業管理者は、業務委託の相手方となるコンサルタントを決定したときは、特定したコンサルタントに対し、その旨を通知するものとする。

4 千葉市病院事業管理者は、業務委託の相手方となるコンサルタントを決定したときは、委員会の審査結果の理由を付して公表するものとする。

(技術提案書の公開等)

第14条 特定された技術提案書の内容は、全部又は一部をホームページ上で公開することがある。

2 提出された技術提案書のうち、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日千葉市条例第52号）第7条各号に該当する部分については、公開しない。

(非特定理由の開示)

第15条 千葉市病院事業管理者は、技術提案書を提出した者のうち特定しなかったものに対し、委員会の報告に基づき、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（千葉市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、千葉市病院事業管理者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

3 千葉市病院事業管理者は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

2 この要綱は、業務委託契約の相手方となるコンサルタントが特定された際に、その効力を失う。